

## 定期性総合口座取引規定 新旧対照表

新	旧
定期性総合口座取引規定	定期性総合口座取引規定
<p>1. (定期性総合口座取引契約の成立)</p> <p>当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>省略</p> <p><del>23. (未利用口座管理手数料)</del></p> <p><del>→(1) 当金庫が定める下記の条件のもと、一定期間、利息決算以外の預入または払戻し(未利用口座管理手数料の引き落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。</del></p> <p><del>→残高1万円未満</del></p> <p><del>→定期性預金およびお借入れがない場合</del></p> <p><del>→投資信託の指定口座としての利用でない場合</del></p> <p><del>→外貨預金口座でない場合</del></p> <p><del>→出資会員でない場合</del></p> <p><del>→19歳以上の場合</del></p> <p><del>→(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</del></p> <p><del>→(3) この預金口座が未利用口座になった場合、お届けのご住所宛に書面を郵送いたします。発送後、3ヶ月間ご利用なき場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落としができるものとします。</del></p>	<p>1. (定期性総合口座取引契約の成立)</p> <p>当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>省略</p> <p>23. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当金庫が定める下記の条件のもと、一定期間、利息決算以外の預入または払戻し(未利用口座管理手数料の引き落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残高1万円未満</li> <li>・ 定期性預金およびお借入れがない場合</li> <li>・ 投資信託の指定口座としての利用でない場合</li> <li>・ 外貨預金口座でない場合</li> <li>・ 出資会員でない場合</li> <li>・ 19歳以上の場合</li> </ul> <p>(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) この預金口座が未利用口座になった場合、お届けのご住所宛に書面を郵送いたします。発送後、3ヶ月間ご利用なき場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落としができるものとします。</p>

新	旧
<p><del>-(4) 前3項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。</del></p> <p><del>-(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高金額を未利用口座管理手数料に充当の上、この講座を解約することができるものとします。</del></p> <p>23. (準拠法令、合意管轄)</p> <p>この預金取引の契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>24. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(4) 前3項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高金額を未利用口座管理手数料に充当の上、この講座を解約することができるものとします。</p> <p>24. (準拠法令、合意管轄)</p> <p>この預金取引の契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>25. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上